

令和7年度
さいたま市こころの健康センター運営協議会

次 第

日時：令和8年3月12日（木）午後7時30分
開催：オンライン（Teams）開催

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）令和7年度業務実績について（報告）

（2）今後の運営について（意見交換）

4. 閉 会

令和7年度

さいたま市こころの健康センター運営協議会 委員名簿

順不同・敬称略

区 分	氏 名	職 名 等
医療関係者	うちだ 内田 すなお 直	すなおクリニック 院長
	まるき 丸木 つとむ 努	埼玉精神神経センター 副院長
	か せ 加瀬 ひろゆき 裕之	かせ心のクリニック 院長
	かなざわ 金沢 ひづる	金沢クリニック 副院長

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

さいたま市こころの健康センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条　さいたま市こころの健康センター（以下「センター」という。）の適切かつ効果的な運営を図るため、センターにさいたま市こころの健康センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条　協議会は、委員4人以内をもって組織する。

2　委員は、医療関係者から市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条　委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条　協議会の会議は、センター長が招集する。

2　協議会は、特に必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条　協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第6条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

令和7年度 こころの健康センター事業報告

こころの健康センター運営協議会

0

法定業務

精神医療審査会（事務局）

精神医療審査会は、精神保健福祉法第12条及び51条の12に基づき設置している。精神科病院に入院中の精神障害者の人権擁護と適正な医療及び保護を確保するための機関。

（1）書類審査

（医療保護入院者の入院届・措置入院決定報告書

医療保護入院者の入院期間更新届）

（2）退院請求・処遇改善請求の意見聴取及び審査

（実績）

（単位：件）

	令和6年度	令和7年度 （～12月）
（1）書類審査	1,669	1,782
（2）退院請求・処遇改善請求の意見聴取及び審査	36	23

1

1

法定業務

精神障害者保健福祉手帳及び

自立支援医療費支給判定委員会（事務局）

さいたま市こころの健康センター条例第3条に基づき、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会を設置し、以下の申請に係る専門的判定を行っている。

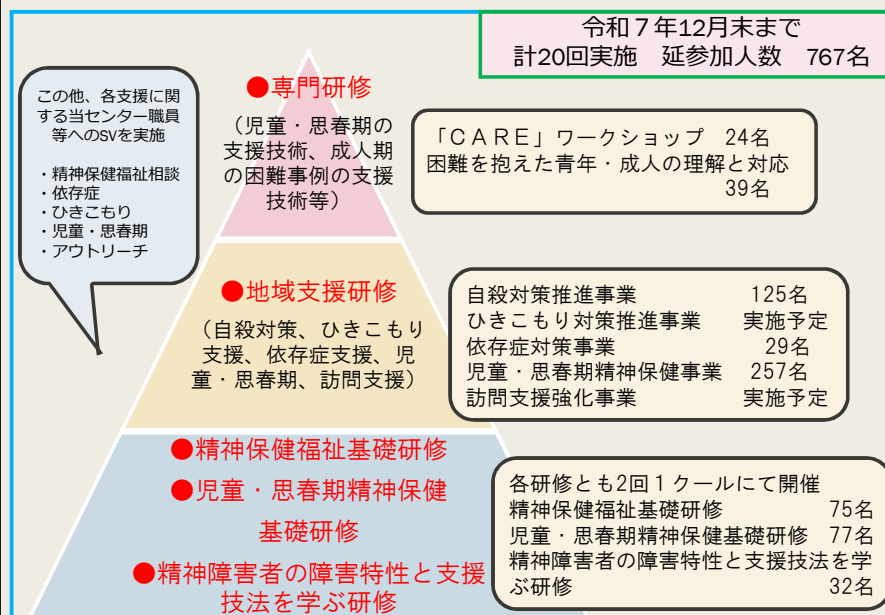
- （１）精神障害者保健福祉手帳
- （２）自立支援医療費（精神通院医療）支給

（実績）	（単位：件）	
	令和６年度	令和７年度 （～12月）
（１）精神障害者保健福祉手帳	7,223	5,800
（２）自立支援医療費（精神通院医療）支給	17,404	12,498

2

2

こころの健康センター研修体系



3

3

主な研修テーマ

庁内や地域の関係機関職員を対象に、職員の相談技術の向上を図るための
精神保健福祉に関する研修会を実施

研修名	受講者数
訪問支援強化研修	
①事例検討・講義	40
②対話的技術向上のための学びと実践 ～オープンダイアログにふれてみよう～	3月実施
自殺対策関連研修	
①ゲートキーパー養成研修	32
②自殺対策地域支援研修 「過量服薬や自傷行為を繰り返すこども・若者の理解と対応」	93
③市職員向けゲートキーパー入門研修（動画配信）	動画配信中
依存症支援者研修	
①「はじめての動機づけ面接～依存症における面接技法～」	29
②さいたま市アルコール関連問題ネットワーク研修	43
ひきこもり地域支援研修 「不登校・ひきこもりとSNS、インターネット、ゲームの依存について考える～本人の特性・背景に着目して～」	
	2月実施
児童思春期精神保健福祉事業地域支援研修 「今の子どもの『不登校』を考える～子どもたちの生きづらさと 行きづらさ～」（対面形式・動画配信）	
	257 (対面・動画合計)

●より多くの支援者が受講できるよう、動画配信の研修を実施

4

4

普及啓発

講演会

講演会名称	開催日	申込者数
こころの健康セミナー		
「自分でできる、考え方のクセとの付き合い方 ～認知行動療法を活かして～」	12月8日～1月25日 (YouTubeによる 期間限定配信)	745
自殺対策に関する普及啓発		
～働く世代向け～明日から役立つストレスケア	1月19日～3月13日 (YouTubeによる 期間限定配信)	221 (2月18日 現在)

- ・リーフレット作成・配布
こころのホームルーム「よりよい睡眠のために」作成・配布
- ・パンフレット作成・配布
「ひきこもりって何?」、「ひきこもり First Step 家族編」
「自分のことをほめようリスト」「境界線ってなに?」など
- ・図書館キャンペーン（自殺対策、依存症）
図書館でのパネル展示、パンフレット等による情報提供
中央図書館（9月：自殺対策、11月：依存症対策）、大宮図書館（3月：自殺対策）
- ・こころの健康センターホームページにて情報発信
- ・SNS（LINE、X（旧twitter）、みんなのアプリ）でのプッシュ型普及啓発

●認知行動療法、セルフケアをテーマに開催

5

5

当事者団体等の育成及び支援

	機関	開催日	出席者
精神保健福祉地域ネットワーク連絡会	・市内精神障害者当事者会及び家族会 ・市内障害者生活支援センター職員 ・医療機関 ・訪問看護ステーション ・地域包括支援センター ・庁内関係機関等	12月24日	51

- 昨年度のアンケート結果を基に「ピアサポーター」をテーマに、講義及びグループワークを実施

6

6

地域連携会議等

	会議構成員	開催日
自殺対策医療連携事業連絡調整会議	・さいたま市4医師会の代表者 ・さいたま市内の救急医療機関の代表者 ・精神科病院の代表者 ・精神科診療所の代表者 ・庁内関係機関等	第1回 7月 (書面開催) 第2回 1月22日 (対面開催)
アルコール関連問題ネットワーク会議	・さいたま市依存症治療拠点機関 ・さいたま市依存症専門医療機関 ・さいたま市依存症相談拠点 ・依存症の本人及び家族等を支援する機関・団体 ・相談機関 ・地域保健医療福祉関係者等	8月18日 12月15日
ひきこもり対策連絡協議会	・ひきこもり支援機関 ・フリースペース ・就労支援機関 ・教育関係機関 ・庁内関係機関等	1月20日
●児童・思春期支援部会		7月22日
●成人期支援部会		7月31日

- 地域との連携強化のための会議を開催

7

7

精神保健福祉相談

(ひきこもり相談センター・子どもの精神保健相談室を除く)

個別相談件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (～12月)
電話	5,026	3,525	4,410	3,721
来所	1,394	1,157	1,383	1,080
訪問	180	180	424	365
メール	248	159	253	184
計	6,848	5,021	6,470	5,350

※令和6年度より、アウトリーチを含め計上

- 相談件数は令和5年度まで減少傾向にあったが、令和6年度は増加、令和7年度もさらに増加傾向

8

8

精神保健福祉相談（相談内容別件数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (～12月)
老人精神保健	134	66	34	26
社会復帰	182	140	92	65
アルコール	335	382	265	327
薬物	101	81	91	64
ギャンブル	151	98	170	165
ゲーム	27	18	20	20
思春期	497	343	434	353
心の健康づくり	4,408	3,147	3,764	2,880
うつ・うつ状態	328	160	190	112
その他	685	586	1,410	1,338
合計	6,848	5,021	6,470	5,350

- アルコール・ギャンブルの相談件数が増加
- その他に該当する、アウトリーチの件数が増加

9

9

自殺対策推進事業

自殺未遂者対策

自殺対策医療連携事業（GPEネット*事業）

※The General, Psychiatric, and Emergency physicians' NETwork

自殺未遂や希死念慮のある方を速やかに精神科医療へつなぐシステム
必要に応じて、事務局が事業利用後のフォローアップを行う

事業実績

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 （～12月）
相談	39	19	29	5
事業利用 （医療機関調整）	50	30	34	16
問合せ等	3	4	1	3
計	92	53	64	24

- 事業利用件数は減少傾向。
- 10代の利用件数は横ばい傾向。

10

10

自殺対策医療連携事業

事業利用（調整先）件数（令和7年度は～12月）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
精神科病院	34	28	30	11
精神科診療所	16	2	4	5
計	50	30	34	16

事業利用（調整）男女者数（令和7年度は～12月）

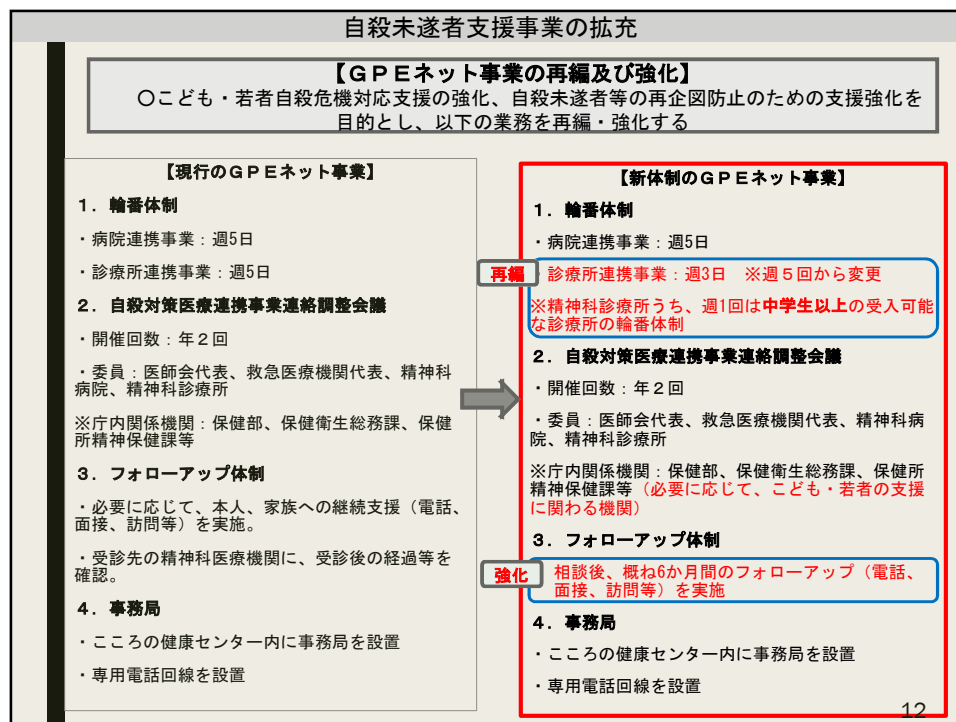
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	21	9	12	6
女性	29	21	22	10
計	50	30	34	16

令和7年度（～12月）年代・性別事業利用（調整）者数

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上
男性	5	0	0	1	0	0	0
女性	4	1	2	0	1	1	1
計	9	1	2	1	1	1	1

11

11



12

GPEネットフォローアップについて【R7.10～】

GPEネット事業利用者にフォローアップ体制を強化。
概ね6か月間のフォローアップ（電話、面接、訪問等）を実施。

○事業利用者には、調整した精神科医療機関と連携をとりながら、経過の確認や相談窓口へのつなぎ支援などを実施。

○医療機関調整を行ったものの精神科医療機関受診に至らなかった本人・家族に対しても、必要な精神科医療や支援につながるようサポートしている。

○支援対象者14名（うち子ども・若者年代は8名）

●受診を目的とした相談等では、相談継続のニーズが低く、支援に繋がりにくいことも多いが、丁寧な関わりを継続することが重要

13

13

こども・若者の自殺対策危機対応支援について【R7.10～】

【対象】

自殺未遂歴や自傷行為、自殺をほのめかす言動等がある、こども・若者（概ね10代から30代）本人、家族、及び支援者等

【支援内容】

1. ケース支援会議

こころの健康センター内の多職種（医師、精神保健福祉士、心理士、保健師）によるケース支援会議を実施（定例・随時）

2. 相談支援（フォローアップ）

支援方針に基づき、概ね6か月間の相談支援（フォローアップ）を実施。

3. こども・若者の自殺危機対応支援関係機関連携会議

庁内の関係機関で構成する関係機関連携会議を開催。各機関での自殺関連の相談対応事例等についての情報交換・連携に関する検討等を実施。（第1回：10月22日 第2回：2月25日）

【実績：支援対象者（～令和7年12月）】

12名（GPEのフォローアップと重複8名）

14

14

自殺対策推進事業

事業名	内容
暮らしの困りごとと、こころの総合相談会	弁護士・司法書士・精神保健福祉士等による、借金・多重債務・失業等の生活の困りごと（法律相談）と、それに伴い生じるこころの健康問題を同時に相談できる相談会 【実績】 年6回（日曜日）開催（R8年1月まで5回実施） 相談実件数 43件（法律相談：30件、こころの相談：13件）
産業保健と連携した講演会	埼玉県産業保健総合支援センターと連携し、中高年向けの講演会を実施
図書館キャンペーン	自殺対策週間や自殺対策強化月間に合わせ自殺予防に関連したパネルや図書の展示（年2回、中央図書館、大宮図書館にて実施）。
出前講座など	ゲートキーパーやメンタルヘルスに関する講座を市民や支援者及び市職員を対象に実施。
普及啓発カード	相談窓口やオーバードーズのリーフレット等のQRコードを掲載したカード「ひとりで悩まずご相談ください」を作成し、庁内関係機関・薬剤師会・市が参加するイベント等で配布。

●若年層向けの普及啓発を強化

15

15

依存症対策事業

事業名	内容
アルコール・ギャンブル・薬物の依存に関する個別相談	各依存症関連問題の啓発週間及び自殺対策強化月間等を中心に、定期的な相談日を設け、情報提供や助言・指導を行う特定相談 【実績】 開催回数：年8回 相談実件数 相談件数 29件 (アルコール13件、薬物3件、ギャンブル9件、その他4件)
依存症家族教室	アルコール、薬物、ギャンブル等依存症の問題のある方の家族のための教室 【実績】 2回1クール 年2クール実施 実績：延46人参加 ※各クールの依存症家族教室終了後、参加者のうち希望者を募り、フォローグループを2回実施 延5人参加
技術支援	依存症関連の回復施設（さいたまマック）のケースカンファレンスや保護観察所での回復プログラム等へ職員を派遣
出前講座	「お酒との上手な付き合い方」 令和8年2月に出席講座を実施
警察署への普及啓発、リーフレット配布	・市内7警察署の生活安全課を訪問し、アルコール関連問題についての説明と情報交換を実施 ・アルコール依存症に関するリーフレットの設置、市民への相談の促しを依頼

16

16

ひきこもり対策推進事業

ひきこもり相談センター

平成25年1月7日に開設。こころの健康センター内にひきこもり支援コーディネーターとして職員を4人配置。

専用の電話相談

電話：048-762-8534（火・金曜日の午前9時～午後5時）

個別相談件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (～12月)
電話	242	240	228	194
来所	1	1	0	0
メール	4	1	8	3
その他	0	0	0	0
計	247	242	236	197

17

17

ひきこもり対策推進事業

※実績については令和7年12月時点

事業名	内容
コレッタ・ひととき	10代後半から概ね30代までの不登校やひきこもり等の状態で当センターで継続支援をしている方を対象に、対人関係やコミュニケーションの練習や日常生活における様々なスキルを身に付けるためのグループ 【実績】 毎週水曜日 13時～15時実施 延べ72人参加（登録：12人）
ステップアッププログラム	コレッタ・ひとときに参加されている方を対象とした、マナー講座、就労支援機関の見学やボランティア活動等のプログラム 【実績】 年3回予定（2回実施） 延べ4人参加
ひきこもり親の会	ひきこもり状態を呈した子を持つ親を対象に、家族の不安や負担を軽減し、家族の力を高めるためのグループ 【実績】 年1回（5回1クール） 延べ28人参加
普及啓発	・リーフレット作成 ・民生委員・児童委員協議会にて周知 ・SNSや催事情報システムによる配信 ・図書館での普及啓発

- ひきこもり親の会に関するニーズの把握のため、相談者へのアンケート調査を実施、来年度以降の構成を検討中。
- ひきこもりに関する普及啓発のため、図書館にて啓発物品の配布を実施。

18

ひきこもり対策推進事業

リレートサポーター関連事業

事業名	内容				
リレートサポーター訪問事業	当センターで継続相談をしており、派遣を希望しているひきこもりのご本人及びご家族にリレートサポーターを派遣する 【支援内容】ご本人への学習支援、コミュニケーションの練習、ご家族のお話を傾聴する、当センターグループにおける支援等				
※リレートサポーター：養成研修を受講し、サポーターとしての活動を希望する方に対して、市長が委嘱する有償ボランティア	派遣回数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（～12月）
		96	76	72	57
リレートサポーター養成研修	ひきこもり対策連絡協議会委員からの推薦者及び近隣大学の学生、ひきこもりから回復された方等を対象とした、有償ボランティアを養成する研修 【実績】 1回実施 延べ8人参加 ※動画視聴による事前研修及び対面（半日）による研修				
リレートサポーターフォローアップ研修	リレートサポーターとして活動している方を対象とした、活動の情報共有や知識技能の習得のための研修 【実績】 年3回実施（2回実施済） 延べ5人参加 ※第3回については、3月2日開催予定				

19

19

子どもの精神保健相談室

平成19年7月に開設。市内在住の小学4年生から中学生が対象。

専用の電話相談

電話：048-762-8538（火・金の午前9時から午後5時）

専用電話相談件数	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 （～12月）	
	498	477	367	243	
相談内容	令和６年度	令和７年度 （～12月）	相談内容	令和６年度	令和７年度 （～12月）
学校に行けない	42	40	自傷行為	12	15
家族の接し方	72	35	強迫症状	18	5
本人の性格・対人関係	14	7	食行動の問題	10	3
発達障害に関する悩み	13	9	睡眠の問題	4	1
奇異な言動	1	2	不安が強い	6	14
性の問題	8	4	イライラしている	1	3
医療機関の情報提供	56	19	落ち込んでいる・抑うつ的	9	3
自殺関連	12	6	その他（情報が欲しい、話を聴いてほしい、問合せ等）	69	52
ゲーム・携帯・PCの問題	17	24			
身体症状がある	3	1	計	367	243
20					

20

子どもの精神保健相談室

継続相談件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (～12月)
電話	661	661	514	301
来所	999	949	636	313
訪問	27	8	3	2
メール	159	52	117	131
手紙	29	9	30	28
計	1,875	1,679	1,300	775

グループ事業

子ども向けグループ
コッコロンひろば

学校や家庭のこと、子ども自身のことなど、日常生活において様々な悩みや困りごとがある小学1年生から中学3年生の子どもを対象に開催（当センター及び市内関係機関で継続的に支援を行っているケース）。安心して過ごすことができる居場所において、他者と交流・活動。また、『こころのワーク』を通して、子ども自身が、自分の気持ち・感情、他者との付き合い方等のヒントを知る。

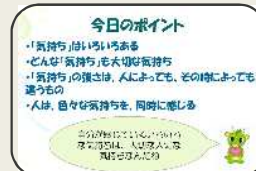
※子どもが他者とのつながりを感じ、エンパワメントされることを目的として開催。
（実績）毎月1回 13時30分～16時30分 延26人参加（令和7年12月まで） 21

21

子どもの精神保健相談室

こころのワーク(例)

日 時	場 所	こころのワーク
第1回 7月28日(水)	フリープログラム	・オリエンテーション ・「気持ちいろいろ」の活動
第2回 8月25日(水)	フリープログラム	・「このころの気持ちって?」 ・「気持ちの波」
第3回 9月23日(水)	フリープログラム	・「気持ちの波」の活動 ・「気持ちの波」の活動
第4回 10月27日(水)	フリープログラム	・「気持ちの波」の活動 ・「気持ちの波」の活動
第5回 11月17日(水)	フリープログラム	・「気持ちの波」の活動 ・「気持ちの波」の活動
第6回 12月25日(水)	フリープログラム	・「気持ちの波」の活動 ・「気持ちの波」の活動
第7回 令和8年1月25日(水)	フリープログラム	・「気持ちの波」の活動 ・「気持ちの波」の活動
第8回 2月16日(水)	フリープログラム	・「気持ちの波」の活動 ・「気持ちの波」の活動
第9回 3月23日(水)	フリープログラム	・「気持ちの波」の活動 ・「気持ちの波」の活動



グループ事業

保護者向けグループ

ここ cheers (チアーズ) ～思春期について学び、気づき、つながる会～

思春期の子ども(小4～概ね高校生、発達障害含む)と接している保護者が、心理教育的アプローチを通して思春期や発達障害について理解を深める。

(実績) 年1回(6回1クール) 延29人参加(令和7年12月まで)

22

22

技術支援・技術指導 (精神保健福祉士の区役所派遣事業)

こころの健康センターより
精神保健福祉士を派遣

- ・ ケース対応の **方針の整理**
- ・ 区役所の担当との **面接同席、訪問同行**

支援

- ・ ケース **会議への同席**
- ・ 区役所での **研修実施**

など

区役所健康福祉部

【福祉課】
生活保護
生活困窮者支援

【支援課】
障害福祉
児童福祉

【保健センター】
母子保健
成人保健

【高齢介護課】
高齢福祉
介護保険

相談・ケースワークを担当する職員の支援を実施

23

23

精神保健福祉士の区役所派遣事業
(区役所別事例実件数)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (～12月)
拠点区	南区	66	31	37	23
	北区	58	48	34	13
	大宮区	46	29	27	28
出張区	浦和区	31	27	27	7
	緑区	39	27	44	26
	見沼区	53	66	27	8
	岩槻区	63	51	59	26
	桜区	33	46	18	7
	西区	29	31	19	16
	中央区	20	32	24	12
	計	438	388	316	166

※拠点区：週1日の定期出張
※出張区：週0.5回の定期出張

●今年度より一部の拠点区、出張区の出張日を0.5日減とし出張日以外でも電話相談、面接、訪問に応じている。

精神保健福祉士の区役所派遣事業
(相談機関別事例実件数)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (～12月)
福祉課	340	290	263	127
支援課	30	36	17	7
高齢介護課	10	12	10	9
保健センター	29	34	18	17
保健所	3	0	2	2
その他	26	16	6	4
計	438	388	316	166

※福祉課には「福祉まるごと相談窓口」の件数も含む

●相談件数が減少している理由として、平成26年度より継続して技術支援を行い、区における技術等の積み上げが図られていること、各種相談窓口が設置されたことにより、相談体制が充実してきたことなどが考えられる。

「精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」

さいたま市精神障害者訪問支援事業

(平成31年4月より開始)

本事業の基本理念（実施要綱 第1条）

日常生活に困難を生じている精神障害者及びその家族等が、住み慣れた地域で安心して自分らしく地域生活を継続できるよう、必要な支援体制を構築することを基本理念として実施する。



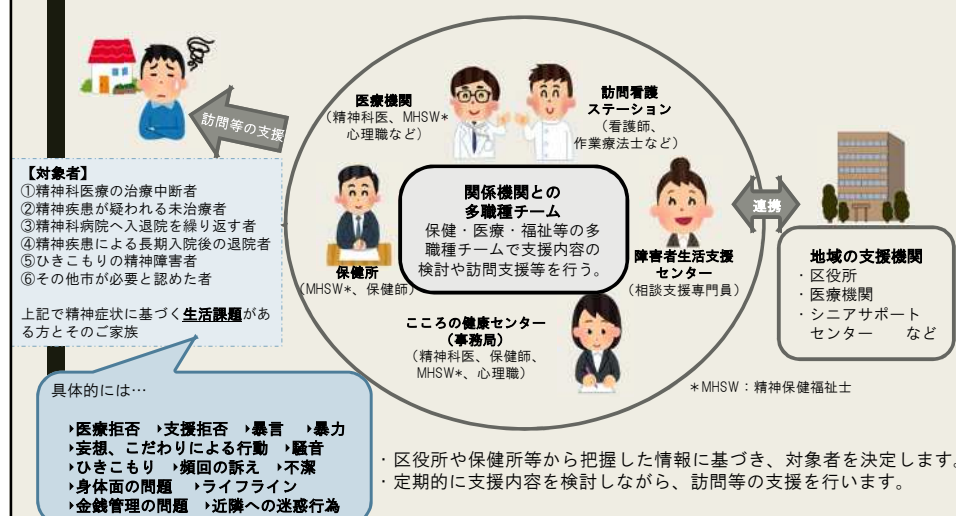
対応困難なケースであっても、地域の関係機関が繋がり連携して支援できるような、支援体制の構築を目指す
(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)

26

26

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業

精神障害者の方が、住み慣れた地域で安心して自分らしく地域生活を継続できるように、保健・医療・福祉等の多職種チームが訪問等で本人やご家族の支援を行います。



27

27

精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築について

事業名	内容
精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業	【対象者】 未受診や医療中断等により、日常生活に困難を生じている精神障害者やその疑いのある方で、保健所の受診勧奨、通院や往診での治療継続、訪問看護や障害福祉サービスなど、通常の支援では対応が難しい方 【支援方法】 地域の協力連携機関とケア会議を開催し、状態に合わせて多職種チームを編成し、訪問支援を実施する 【協力連携機関】精神科医療機関、訪問看護ステーション、障害者生活支援センター、保健所精神保健課、各区役所等
訪問支援	【実績】次頁のとおり
ケア会議	【実績（12月まで）】 見沼・緑・桜・浦和・南エリア 4回 北・大宮・岩槻・中央・西エリア 5回
ケア会議全体会	【実績】令和8年1月22日（木）19機関36名出席 【内容】課題整理と今後の方向性について

●協力連携機関が一同に会するケア会議全体会を初めて開催した

28

28

さいたま市精神障害者訪問支援事業支援実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 （～12月）
対象者数	16 （内3名終了）	17 （内0名終了）	20 （内1名終了）
訪問件数（延件数）	384	312	277
再） 連携機関との訪問	131	172	134
再） 事務局のみの訪問	230	126	129
再）連携機関のみの訪問	23	14	14
再） 医師同行の訪問	32	71	146

●地域支援係に医師が配置されたため、医師の訪問件数が増加している

29

29

ありがとうございます。
今後ともよろしくお願いいたします。



こころの健康センター